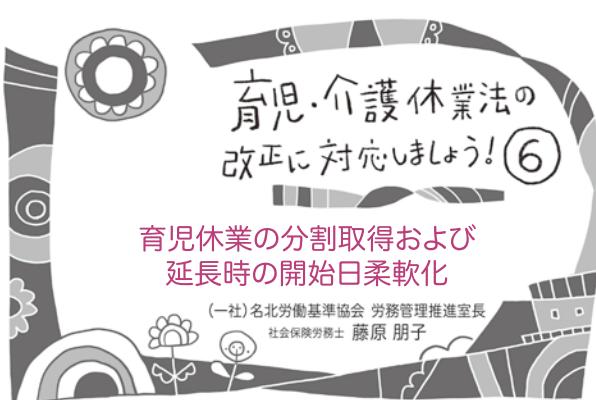


原則となる1歳までの育児休業は、これまで1回限りの連続する期間の取得とされました。が、令和4年10月1日の改正により、2回に分割して取得することができるよ

とが可能になります。育児休業を2回に分割する場合であっても、育児休業の繰り上げ、繰り下げについてはこれまでと同様に行うことができます。また、撤回については1回の撤回は1回の育児休業取得とみなされます。



うになりました。これにより、例えば父母が交互に育児休業を2回ずつ取得することも可能となります。父親が産後パパ育休を2回に分割して取得する場合は、父親は計4回育児休業を取得するこ

とになりました。これにより、例えば父母が交互に育児休業を2回ずつ取得することも可能となります。父親が産後パパ育休を2回に分割して取得する場合は、父親は計4回育児休業を取得するこ

間について、これまでよりもかなり自由度が増していますので、新制度を活用することで男性の育児休業取得に対するハーフドルを下げることが期待できます。

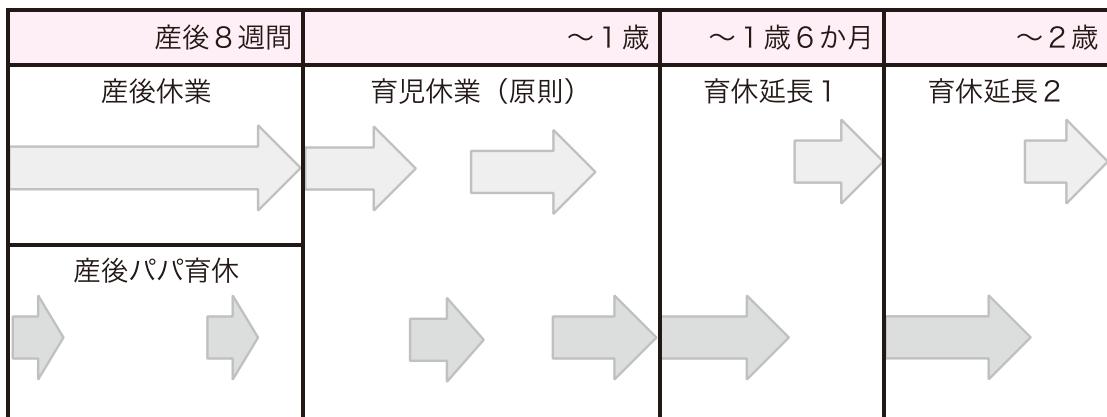
愛知県下各労働基準協会では改正育児・介護休業法に関する『労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』『労務人事・相談窓口担当者向けインターネット研修』『育児休業・パパ活休の相談代行』を実施しています。詳しくは、次のQRコードもしくは当協会総合受付（052-961-1666）にお問い合わせください。



①「育児休業・パパ活休研修」「労働者からの相談代行」案内

②勤労者労働総合相談センター

【改正後の育児休業取得例】



会員事業場専用無料相談ダイヤル 企業の労働110番！ ☎ 052-961-7110
FAX 052-961-9635 roudou110@meihokurouki.or.jp